



上海市の外商投資企業批准権限が再度区へ委譲

上海市は 2009 年 8 月よりそれまで奨励類・許可類外資プロジェクトの設立・変更に関して、累計投資総額 3000 万ドル以下であった区・県の批准権限を 1 億ドルに引き上げました¹。さらに 2009 年 12 月 1 日より、オンライン事務処理システムに接続している市内 16 区（黄浦区、廬湾区、静安区、徐匯区、長宁区、普陀区、閘北区、虹口区、楊浦区、宝山区、閔行区、嘉定区、金山区、松江区、青浦区、奉賢区。今回崇明県は含まれていない）について、再度批准権限を委譲することを決定、実施いたしました。

権限委譲が行われた分野は次の通りです。

1	<p>累計投資総額 1 億ドル以下の、以下の業種に関する設立と変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外商投資の経営性リース企業の設立（<u>フィナンシャルリースやオートリースは含まず</u>） ・ 外商投資人才紹介会社の設立と変更 ・ 外商投資会議展覧会社（会場建設は含まず） ・ 鋼鉄、貴金属、鉄鋼石、燃料油、天然ゴム、図書、新聞雑誌、オイル製品、薬品、自動車、農薬、農業用シート、塩、たばこ、化学肥料、食糧、植物油、佐藤、棉花、ビデオ DVD 製品、原油、酸化アルミ等<u>重要商品 23 種</u>に関係するものは除く ・ <u>無店舗販売・フランチャイズ経営、小売店舗単店舗面積が 1,000 平方メートルを超える外商投資商業小売企業は除く</u>
2	<p>累計投資総額 1 億ドル以下かつ取引額が 1 億ドル以下で、国内同一株式支配者の迂回投資や国際株式交換に関係しない、重点産業または国家安全に影響を与えたり知名商標や中国老字号の実質支配権移転に関わらない奨励類、許可類の外資買収プロジェクト</p>

外商投資商業小売企業の設立については、少なくとも 1 店舗は都市発展・商業計画に合致する店舗を設けなければならないとしています。これについて、市商務委員会では、外

¹ JRIS NEWS2009 年第 43 号 http://www.jris.com.cn/rizong/news/upload1/1248303150270_0.pdf 参照

資手続きシステムにて計画に合致する商業ポイントのリストを公表するとのことです。

外資が買収した国内企業が国有企業または国有資産に関係する場合には、国有資産管理部門の関連規定に合致する必要があります。外資企業が国内上場企業を買収する場合には市商務委員会の審査批准が必要になります。

もともと市商務委員会で審査批准をうけ、今回の委譲で区レベルに移管されるものについては順次書類の移管手続きをすすめてゆくとのことです。往々にしてあることですが、今回の委譲に該当する企業がこういった時期に変更手続きをしようとする、「すでに下に移管した」「まだ資料が上からきていない」とたらい回しにされることがありますので、ある程度落ち着いた頃に手続きを進められた方がよいと思います。

以 上

*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
 2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。